

2019年度立命館大学学友会勧誘規制

(起案：中央常任委員長 山岸真綸)

第1章 総則

第1条 (趣旨)

本規則は、2019年度における各種課外自主活動団体による勧誘行為の禁止事項を定めるものである。

第2条 (定義)

勧誘行為とは、各種課外自主活動団体が本学生に対し、自らの団体を周知又は活動の再生産を図る意図を持って、自らの団体の情宣もしくは本学生の情報を得る等の行為をいう。

第2章 勧誘行為

第1節 禁止規定

第3条 (禁止行為)

団体は、下記に挙げる項目について当てはまる行為を行ってはならない。

1. 営利目的や宗教勧誘、思想的洗脳などの恐れのあるビラ、アンケートの配布
2. 机付きベンチ等学校備品の移動
3. 本学生の移動の妨げとなる勧誘行為
4. 定期試験など学内で行われる試験の受験の妨げとなる勧誘行為
5. その他中央委員会及び中央委員会から委託された委員会・団体が定める規定に記載された禁止事項
6. その他中央常任委員会が不適切であると判断する勧誘行為

第4条 (ビラ)

本学生に対し、配布するビラに関し下記に挙げる項目は掲載禁止とする。

1. 個人が所有する連絡先。但し、学内アドレス及び団体が所有する連絡先は認める。
2. 中央委員会及び中央委員会から委託された委員会・団体が定める規定に反する掲載

承認 第 11 回 中央常任委員会(2019 年 3 月 19 日)

承認 第 6 回 中央委員会(2019 年 3 月 19 日)

第2節 許可規定

第 5 条 (勧誘行為団体)

下記の団体に関してのみ勧誘行為を認め、その他有志団体による勧誘行為及び学外ビラ配布及び企業広告は禁止する。

1. 立命館大学学友会所属団体
2. プロジェクト団体
3. その他大学が認める団体

第 6 条 (個人情報)

勧誘行為をする団体は個人を特定または推定できる情報に関して以下の情報のみ得ることが出来る。

1. 氏名
2. 所属する学部及び回生
3. 学内アドレスを基本とする E-mail アドレス

第 3 節 罰則

第 7 条 (通則)

禁止規定に挙げる勧誘行為を行った団体には警告を行い、厳しい処置を執る。

附則

1. 本規制は、中央委員会で承認された日をもって施行し、2020 年 1 月 31 日をもって消滅するものとする。
2. 新歓期における団体による勧誘行為の規制については、新歓実行委員会が定める「2019 年度新歓期勧誘に関する規制」に準ずる。
3. 大学がキャンパスごとに定める諸規定を遵守することを前提とする。
4. 本規制に定めなき事項については、学友会会則に準ずる。